

（停止表示器材）

第66条 停止表示器材の形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、保安基準第43条の4第1項の告示で定める基準は、協定規則第150号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.9.に限る。）に定める基準とする。